

第3章 公共施設整備の考え方と財政計画

I 公共施設整備の考え方

1 公共施設整備基準策定の背景

- (1) 成熟社会の到来と価値観やライフスタイルの多様化によって、多彩な区民活動が繰り広げられています。区民生活も時間のボーダレス化*により、24時間を有効活用したいとのニーズが増え、施設の開設時間を工夫する必要があります。
- (2) 人口減少時代の到来や少子高齢化の進展、女性の社会進出等、社会状況の変化が進んでいます。また、区内拠点再開発の進行、東京スカイツリーの開業に伴う観光客の大幅な増加等、新たな社会変化に対応する施設のあり方が求められています。
- (3) 東日本大震災を受けて、既存公共施設の耐震化をさらに進めることはもちろん、有事の際の避難所機能を強化する必要があります。
- (4) 情報化・国際化の進展に伴う人々の交流の変化によって、仕事のやり方や人と人の付き合い方も変わっており、公共施設もこれらの変化に対応していく必要があります。
- (5) 環境問題が深刻化するなか、公共施設も環境への負荷を極力小さくするよう努める必要があります。
- (6) 官から民へ（民間活力の活用の拡大）という動きのなか、公共施設においても可能な限り民間活力を活用し、公共が行うべき施設の設置・運営方法を見直す必要があります。
- (7) 区民と区による協働の実現（新しい行政のかたち）に向けた動きを受け、区民、地域、事業者、区が協働して新しい地域コミュニティを築く必要があり、これからの公共施設も協働の場としての役割を果たさなければなりません。

*時間のボーダレス化: 就労形態の多様化により、生活スタイルや時間の使い方も変化し、コミュニケーションや消費などの活動が、深夜にも行われていることです。

2 公共施設の整備・運営の基本指針

(1) 整備指針 ー地区内配置面からみた公共施設の整備指針ー

- ① 均等に単一機能の施設を配置するという量的な充足から、地域特性を重視し地域のニーズを反映できる質的な充足へと転換を図ります。
- ② 単一機能から複合機能への転換 ー施設の効率的運営ー
 - ・建替えや大規模改修の必要がある施設については、学校統廃合跡地の活用も視野に入れて集約化等を図ります。
 - ・施設利用にあたっては、児童・生徒や高齢者、社会人などさまざまな区民が利用できるよう、多面的な施設利用（タイムシェアリング）を推進します。
 - ・既存の単一機能施設においても、できる限り多面的な施設運営を図ります。
- ③ 公共施設マネジメント手法を導入し、既存施設の計画的修繕や同種施設の整理統合等を行うほか、競合する民間施設等との住み分けなど、サービスの見直しを図ります。

(2) 建設指針 ースケルトン・インフィル型公共施設整備ー

新たな施設の建築や改築等の際には、スケルトン（骨格）は防災性能を含めた耐震性の高い構造とします。インフィル（機能）面では、施設機能を固定せずフレキシブルなものとし、シンプルな施設づくりを基本とします。

(3) 運営方針 ー新しい維持管理のしくみづくりからみた公共施設整備ー

- ① 公共施設の運営にあたっては、指定管理者制度の積極的な導入や地域との協力による効果的・効率的な管理・運営を図ります。
- ② 公共施設の維持管理にあたっては、施設の維持・保全計画を策定するなど、公共施設マネジメント手法の考え方を積極的に活用します。

3 区民の日常行動範囲を重視した施設配置の考え方

(1) 公共施設整備のためのエリア設定の視点

東京メトロ半蔵門線と東武伊勢崎線との相互乗り入れに加えて、平成24年春には区内循環バス3路線の運行開始が予定されており、区内の移動はますます便利になります。さらに、元気な高齢者の増加などによって、区内における区民の移動は、従来よりも広域的かつ頻繁に行われるようになります。そのため、各エリアは区画割ではなく概念として設定します。

(2) 6つのコミュニティエリアの設定

- ① エリアの範囲については、高齢者の生活行動や居住人口の均衡、最寄りの駅などを考慮し1,200～1,500m程度の同心円からなる6つのエリアを設定します。その結果、各エリアの人口は約4万人程度となります。またエリア内では、行動範囲の異なるさまざまな世代を考慮し、1) 日常行動圏、2) 近隣行動圏、3) 広域行動圏の3つの類型に応じた施設配置を検討します。
- ② 今後の公共施設整備は、複合施設である「地域プラザ」(後記)をエリアの中核と位置づけ、配置基準を設定します。この場合、エリア内の人口構成や地域特性にあわせて施設を配置します。

	日常行動圏	近隣行動圏	広域行動圏
特 徴	生活における最も身近なエリア	地域活動、コミュニティ活動を行う規模のエリア	日常生活エリアをいくつかにまとめたもの。
	●子どもや高齢者の生活における最も身近な行動範囲 (半径500～800m程度)	●身近な地域活動や地域交流を行うに適したコミュニティの活動圏 (半径1,200～1,500m程度)	●広い範囲の生活圏 ・日常生活の最大エリア
面 積	80～200ha	400～700ha	—
人 口	—	約4万人程度	—

区民の行動範囲に基づくコミュニティエリアのイメージ



4 地域の新たな複合施設への再編

(1) 地域の新たなコミュニティ施設への再編

これからの公共施設は、区民の価値観やライフスタイルの変化、地域における課題の変化などに対応し、協治（ガバナンス）を実現するための拠点としての役割が求められており、そのためにコミュニティ施設の再編を行います。

(2) 地域の新たな複合施設「地域プラザ」

① 「地域プラザ」の性格

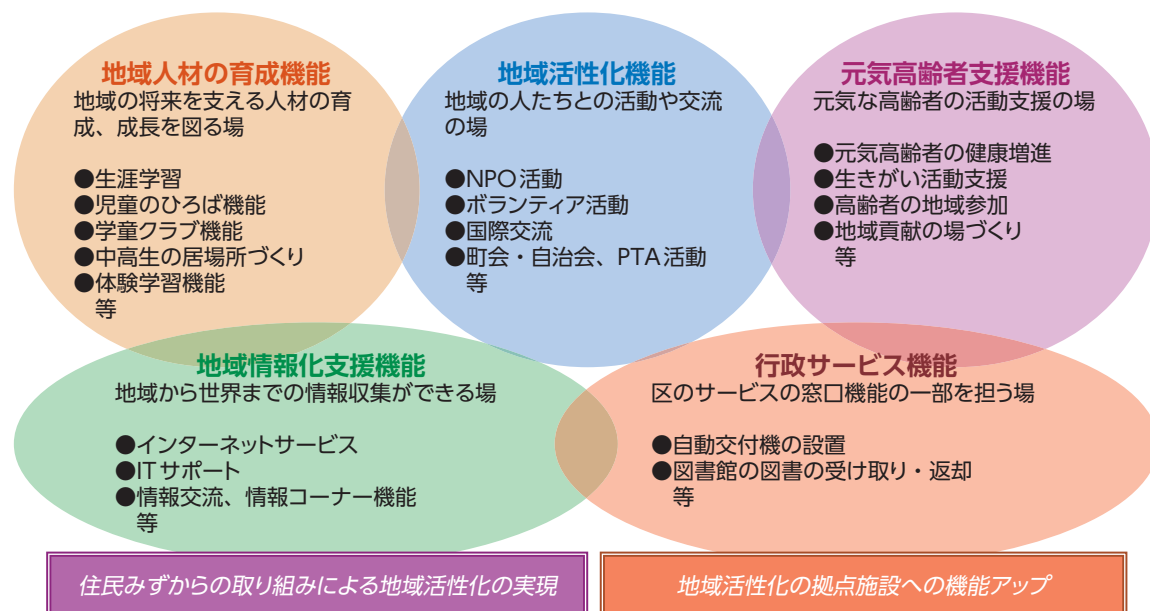
さまざまな課題に対応するコミュニティ施設の中核として「地域プラザ」を整備し、時代の変化によって区民ニーズが変化した場合にも対応できるような機能をもたせます。

② 地域プラザの基本的機能として、「地域人材の育成機能」「地域活性化機能」「元気高齢者支援機能」「地域情報化支援機能」「行政サービス機能」をもたせます。

③ 地域ニーズに柔軟に対応するシステム

- ・施設の用途を固定せず、地域特性や地域住民のニーズ、時代の要請等に合わせて用途や機能の見直しを行います。
- ・効率的な施設運営を図るため、利用層に応じた施設開設の時間帯や曜日を設定するなど、タイムシェアリングによる施設利用を図ります。

■ 地域プラザの基本的機能の内容



※ 地域の実情によって必要な機能が異なるため、地域プラザがすべての基本的機能を備えているものではありません。

(3) 地域プラザを補完する施設「地域ふれあい館」

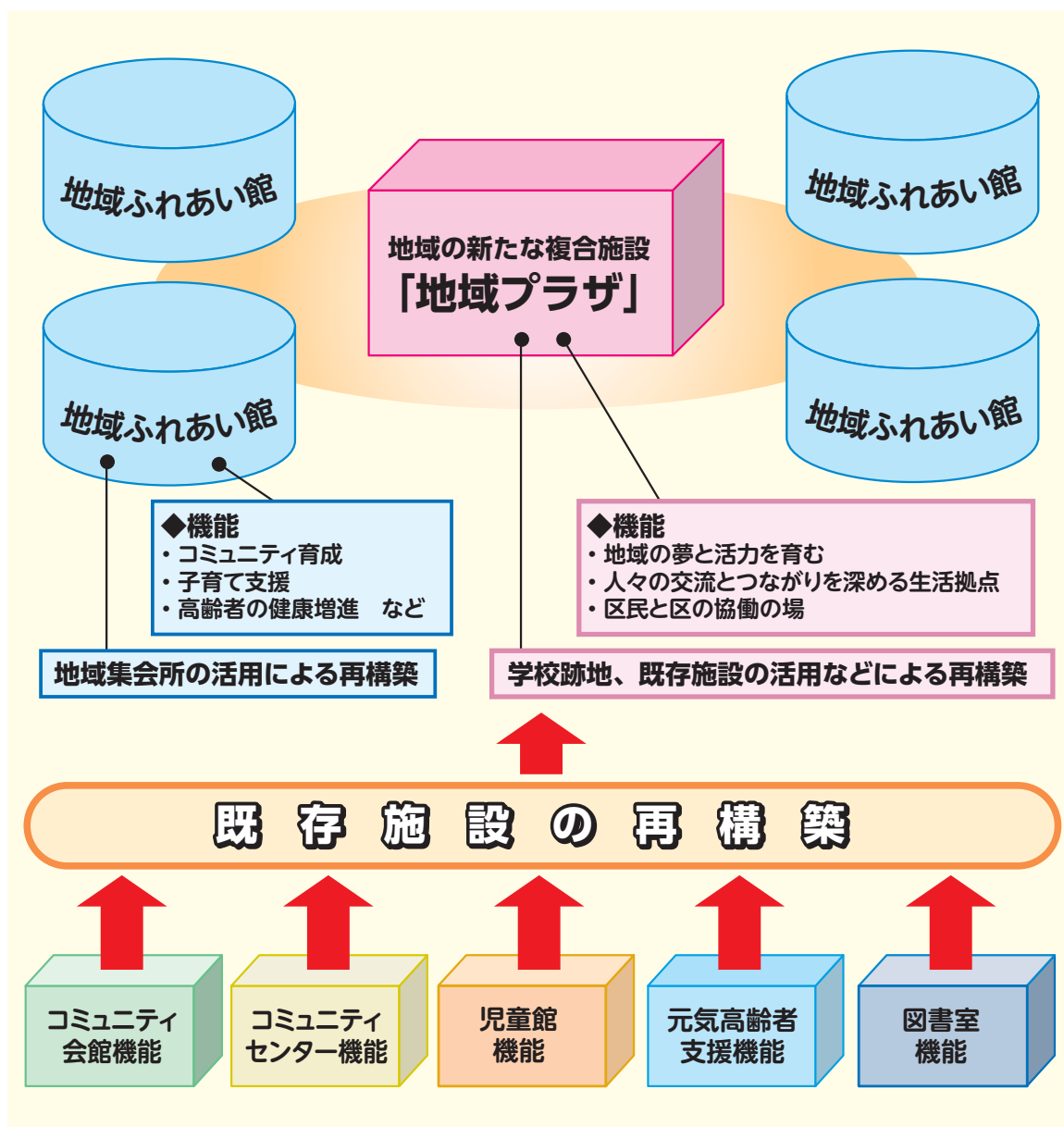
地域プラザを補完する施設として、地域の実情に応じて、小規模施設「地域ふれあい館」を整備します。「地域ふれあい館」は原則として既存の集会所の改修によって整備します。

(4) 地域プラザおよび地域ふれあい館の整備の考え方

既存施設の老朽化による建替え時期や学校統廃合の時期、近隣のコミュニティ施設の老朽度や稼働率等を考慮して、「地域プラザ」への再編・統合及び「地域ふれあい館」の整備を進めます。

その際には、各エリア内に地域プラザ1か所、サテライト施設「地域ふれあい館」4か所を整備することを基本とします。

■ 新たな公共施設整備基準に基づく施設整備のイメージ



5 学校跡地の活用方針と主な活用策

(1) 活用方針

学校跡地は区内に残された貴重な空間であることから、以下の主要な課題解決のために活用します。

- ①まちづくり事業（ハード面）の推進
- ②防災対策の推進
- ③少子高齢化社会への対応と福祉の充実
- ④生涯学習、スポーツ、レクリエーションの充実とコミュニティ活動の促進
- ⑤公園・緑地の整備による住環境の向上
- ⑥「協治（ガバナンス）」による地域社会づくり

(2) 主な活用策

- ・向島中学校（統合跡地） …総合教育研究所・区民施設等
- ・鐘淵中学校（統合跡地） …陸上競技場（セミナーハウス併設）
- ・旧西吾嬬小学校、旧曳舟中学校 …大学誘致用地
- ・旧第五吾嬬小学校 …地域プラザ
- ・旧木下川小学校 …福祉施設誘致用地（特別養護老人ホーム等）
- ・旧隅田小学校 …まちづくり用地

6 その他、主なコミュニティ施設整備の考え方

今後、その他のコミュニティ施設については、おおむね、以下の基準に沿って配置します。

(1) 図書館・図書室

既存の図書館・図書室の統合も含め、区内全域で6か所配置します。

(2) 児童館（児童館機能を含む）

2小学校区に1か所の整備を目標としてきました。今後もこの方針を継続して、適正に配置します。

(3) 高齢者福祉センター等

「いきいきプラザ（元気高齢者施設）」「ゆうゆう館（元気高齢者施設）」「すみだ福祉保健センター（老人福祉センター）」等を含め、区内全域で4か所配置します。今後は、元気な高齢者が増加する傾向にありますので、施設が不足する場合には、地域プラザの元気高齢者支援機能を拡充し対応します。

(4) 区民活動センター

区民活動センターは、ボランティアセンターの機能を統合し、本館と分館を配置します。

(5) 子育て相談センター

子育て支援総合センターを1か所、子育てひろばは2か所配置します。



Ⅱ 財政計画

1 財政計画の基本的な考え方

区財政は、リーマンショック以降の景気の低迷に加え、平成22年後半からの円高傾向などにより、特別区民税や特別区交付金の減収を余儀なくされるなど、きわめて厳しい財政状況におかれています。このような状況にあっても、これまでに取り組んできた行財政改革の成果が着実にあらわれるとともに、5年前に想定した以上の人口の伸びに伴い、納税義務者数が着実に増加してきていることなどから、特別区民税をはじめとした歳入の伸びも期待されるところです。

本区における長期的な財政見通しは、社会経済状況が世界的に変貌し、日本経済の先行きも不透明な状況が続くものとみられるなか、これを的確にとらえることはきわめて困難な状況にあります。しかしながら、本計画に掲載した、「主要な公共施設整備事業」の実現を図るためには、財政的な裏づけとして中長期的見通しに立った財政展望は避けては通れません。

このため、本計画では次のことを前提に計画期間中（平成23年度から平成27年度まで）における財政収支を想定し、「主要な公共施設整備事業」の実効性の確保に努めることとしています。

2 主要な公共施設整備事業

本計画の期間中に実現をめざす投資的経費のうち、多額の財源が必要となるものを事業指定しています。

なお、新タワー関連事業については引き続き推進し、地域経済の活性化と区民所得の向上を図ることとしています。

3 現行の行財政制度による推計

地域主権改革の流れのなかで、その推進を注視しなければならない課題は種々ありますが、本財政計画の算定にあたっては、現行の行財政制度を前提に推計しています。

4 経済成長率の想定

名目経済成長率 平成23・24年度：各年度0.0%、平成25～27年度：各年度1.0%
消費者物価上昇率 各年度：0.0%

5 財政規模

制度改正や特殊要因による歳入・歳出の一時的な増減を除き、本計画では過去の決算実績をベースにその推移を分析し算定しています。

(1) 歳入

① 特別区税

特別区税の大半を占める特別区民税は、経済の動向と密接に連動することから、推計にあたっては、過去の実績、今後の経済動向を参考としつつ、納税義務者数の伸びや、東京スカイツリー開業に伴う地域活性化の効果などを考慮して推計しています。その他の税については、これまでの実績に基づいて推計しています。

② 特別区交付金

特別区交付金は、特別区への配分割合である現行の55%をもって推計しています。

③ 国・都支出金

現行制度を前提に、経常的事務については過去の実績と歳出連動により、「主要な公共施設整備事業」についてはその実施により見込まれる収入をもとに推計しています。

④ 特別区債

公債費比率の抑制を考慮しながら、施設整備等の適債事業については、後年度にわたる区民の負担の公平性と財源確保の観点から活用することとしています。

⑤ その他

科目ごとに過去の実績、今後の動向などを踏まえて推計しています。なお、繰入金については、「主要な公共施設整備事業」など、その目的に連動して活用することとしています。

(2) 歳出

① 人件費

計画期間中における行財政改革や事務事業の見直しを図るなかで、必要最小限の人員を見込んで推計しています。

② 扶助費

過去の実績、今後の高齢化に伴う福祉施策の動向等も踏まえて推計しています。

③ 公債費

「主要な公共施設整備事業」の実施による新規発行分の元利償還額、さらには満期一括償還方式のための減債基金の積立分などを見込んでいます。

④ 投資的経費

「主要な公共施設整備事業」のほか、道路整備など定期的に実施する投資的事業や福祉施設整備など民間事業者が行う社会資本整備助成などについて、必要な経費を見込んでいます。

⑤ 一般行政経費等

物件費、維持補修費、補助費等については計画期間中における新たな行政需要の増大や、指定管理者制度の導入、さらには「主要な公共施設整備事業」の整備後の維持管理経費に伴い増加が見込まれますが、効率的な事務執行により経費の節減を図ることとし、必要最小限を見込んでいます。

■ 主要な公共施設整備事業一覧

(単位：百万円)

基本目標	政策名	事業名	金額
「すみだ」らしさの息づくまちをつくる	歴史ある文化を伝えつつ、新たな文化を創造する	すみだ北斎美術館整備事業	2,413
		旧安田庭園再整備事業	128
		歴史文化公園整備事業【新規】	135
	特色ある、多彩な魅力や個性を発信する	「産業観光プラザ すみだ まち処」整備事業	275
		隅田川艇庫（仮称）整備事業	157
		吾妻橋防災船着場整備事業	342
	水と緑を活かした、美しい景観をつくる	まち歩きトイレ整備事業	280
		新タワー周辺主要道路景観整備事業	3,809
		荒川自然生態園整備事業【新規】	56
		親水公園整備事業	451
		公園新設・再整備事業	1,121
		北十間川等整備事業	875
		北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業【新規】	331
	すみだ花の道整備事業【新規】	107	
小 計		14 事業	10,480
地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる	人々が交流できる、利便性が高いまちをつくる	押上・業平橋駅周辺地区整備事業	94
		曳舟駅周辺地区整備事業	7,303
	誰もが安全・快適に暮らし、移動できるまちをつくる	曳舟たから通り整備事業	2,110
		京成押上線立体化事業	1,544
		東武伊勢崎線（曳舟駅～業平橋駅間）立体化事業【新規】	385
		橋梁架替え・撤去事業	1,267
		自転車駐車場整備事業	744
		道路バリアフリー整備事業	800
		公園等公衆トイレ整備事業	381
		小 計	
新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる	活力ある、新たな産業の創出を図る	産学官連携プラザ整備事業	194
		小 計	

基本目標	政策名	事業名	金額
安心して暮らせる「すみだ」をつくる	災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる	京島地区まちづくり事業	916
		鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり事業	167
		住宅市街地総合整備（密集型）事業	1,166
		区公共建築物耐震改修事業	686
		新たな防災の拠点整備事業	270
		太陽光発電照明灯整備事業【新規】	139
		旧中川防災拠点整備事業【新規】	86
		荒川リバーステーション整備事業【新規】	256
	地域で支えあいながら、いきいきと暮らせるしくみをつくる	区民活動センター（仮称）整備事業	650
	安心して子育てができるしくみをつくる	子育てひろば整備事業	81
		保育園改築・改修事業	1,042
		児童館等整備事業	184
	障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる	（仮称）すみだ障害者就労支援総合センター整備事業	136
	生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくる	保健センター等整備事業	2,454
豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つしくみをつくる	すみだ総合教育研究所（仮称）・区民施設等整備事業【新規】	523	
	学校校舎屋内運動場等改築・改修事業	8,020	
地球にやさしい、環境への負荷の少ないまちとしくみをつくる	環境ふれあい館整備事業	288	
	小 計	17 事業	17,064
区民と区が協働で「すみだ」をつくる	コミュニティの輪が広がるやさしいまちをつくる	地域プラザ・地域ふれあい館整備事業	1,779
	生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる	統合新図書館整備事業	1,675
		陸上競技場等整備事業	1,247
		小 計	3 事業
	合 計	44 事業	47,067



■ 財政収支の想定

(単位：百万円)

		現在の推計値 (平成 23 ~ 27 年度)		
		金額	構成比	
歳入	一般財源	311,890	58.3%	
	内訳	特別区税	104,373	19.5%
		特別区交付金	182,925	34.2%
		その他	24,592	4.6%
	特定財源	222,692	41.7%	
	内訳	国・都支出金	138,556	26.0%
		特別区債	25,181	4.7%
		その他	58,955	11.0%
合 計		534,582	100.0%	
歳出	義務的経費	284,218	53.2%	
	内訳	人件費	97,427	18.2%
		扶助費	166,500	31.2%
		公債費	20,291	3.8%
	一般事業費	194,026	36.3%	
	投資的事業費	56,338	10.5%	
		主要な公共施設整備事業費	47,067	8.8%
合 計		534,582	100.0%	

